

資金運用方針（水道事業及び下水道事業）

令和5年7月13日 施行

令和5年8月4日 改正

1 基金及び積立金の運用方針

（1）保管・運用の原則

原則、満期又は期限まで保有することとする。ただし、下記の場合に限り、預金解約・債券等の売却ができるものとする。

- ア 資金の安全性を確保するために必要な場合
- イ 流動性を確保するために必要な場合
- ウ 安全性を確保しつつ、効率性を確実に向上させるため、商品の入れ替えを行う場合

（2）運用商品

- ア 普通預金、通知預金、定期預金、譲渡性預金及び国庫短期証券
- イ 日本国債、政府保証債、地方債、財投機関債、地方公共団体金融機構債及びその他市長が適当と認めた債券

（3）運用期間

- ア 短期運用は、概ね5年以内の運用を行う場合をいう。
- イ 中期運用は、概ね5年を超え10年以内の運用を行う場合をいう。
- ウ 長期運用は、概ね10年を超え15年以内の運用を行う場合をいう。

（4）債券の取得条件

原則額面価格100円（パー）、若しくは額面価格100円未満（アンダーパー）の債券とする。

（5）預金先の金融機関

- ア 真庭市内に本店または支店を有し、公金預金の引き受けを希望する金融機関
- イ 一定以上の資金量を有し、真庭市の公金運用が、その経営に大きな影響を与える可能性が低いと考えられる金融機関
- ウ 各種経営状況指数が、一定水準以上の金融機関、または真庭市に対して相殺可能な債券を有している金融機関

（6）有価証券の保管先機関

- ア （5）ウと同様とする。ただし、真庭市内に本店・支店を有することを要件としない。
- イ 保管先の選定は、日ごろの提案内容や情報などのサービスも考慮し、総合的に判断するものとする。

（7）取引の方法

- ア 預金は、引合方式及び相対方式とする。
- イ 債券は、相対方式とする。